

令和5年第11回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和5年9月14日 午後3時開会
午後3時39分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 半嶺 満 委員 小濱 守安 委員 比嘉 佳代
委員 大城 進 委員 宮城 光秀

(2) 欠席委員

委員 藏根 美智子

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	山田 みさよ	教育指導統括監	玉城 学
参事	大宜見 勝美	参事	目取眞 康司
総務課長	諸見 友重	学校人事課長	池原 勝利
義務教育課長	宮城 肇	保健体育課長	金城 正樹
文化財課長	瑞慶覧 勝利		

4 議事関係

(1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

(2) 議事日程の決定

議事日程について、全会一致で決定した。

(3) 令和5年第10回議事録の承認

全会一致で、令和5年第10回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が、小濱委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項1 市町村立小学校で使用する教科用図書の採択状況等についての報告

【説明（義務教育課長）】

資料に基づき、市町村立小学校で使用する教科用図書の採択状況等について報告を行った。

【質疑等】

- 小濱委員 近年、教科書の改良が急速に進み、画像やタブレットを活用した教科書が増えてきています。これを一つ一つ確認していく検定担当者は大変な難儀があったと推察します。検定の過程を経て、将来はタブレットを始めとした電子媒体の活用が普及していくのかもしれませんが、それも踏まえて内容を確認して選んでくださったと思っています。本当にご苦労さまでした。
- 大城委員 各地区での教科用図書の採択状況等の選定結果をもって教科書採択の事務が、県全体として公正かつ適切な事務処理の視点でなされたと思います。今回教科書採択に係る選定業務に当たられた全ての関係者各位並びに所管課の皆さまのご努力に敬意を表します。ご苦労様でした。

報告事項2 令和5年度全国高等学校総合体育大会（翔び立て若き翼 北海道総体 2023）
結果報告

【説明（保健体育課長）】

資料に基づき、令和5年度全国高等学校総合体育大会（翔び立て若き翼 北海道総体 2023）結果報告を行った。

【質疑等】

- 小濱委員 今年も沖縄県の高校生はよく頑張ってくださいました。その一方で、部活動の話題となると指導者のことが気になります。部活動の指導者は学校の教師が担当されていることが多いと思います。監督をされている先生方は熱意を持っていらっしゃると思いますが、労働超過にならないように配慮していただきたいと思います。外部からの指導者が徐々に増えていくと思いますが、これまで以上の成績が上げられるように頑張ってくださいました。本当に高校生はよく頑張ってくださいました。
- 保健体育課長 今回の上位入賞校の部活動は教員による指導者が多いですが、コザ高校の陸上競技、首里東高校の自転車競技は、本課が配置している部活動指導員が指導しています。教員の働き方改革も進めながら、全国の頂点を目指す子どもたちの夢も叶えられるように、取り組みたいと思っています。
- 大城委員 上位入賞が達成できたことは、本人はもとより県民にとっても大変喜ばしいことです。全国1位並びに上位入賞者の皆さんには、各人の卓越した技能はもとより、並々ならぬ熱意と忍耐力に心からの賛辞を送ります。また各指導者並びに関係者各位のご尽力に感謝の意を表します。全参加者56校、414人の皆さんにとって今回の経験が各人の学校生活並びに将来の夢実現に生かせることを願っています。

報告事項3 第47回全国高等学校総合文化祭等の結果報告について

【説明（文化財課長）】

資料に基づき、第47回全国高等学校総合文化祭等の結果報告を行った。

【質疑等】

- 小濱委員 高校生の皆さんよく頑張ってくださいと思っています。全国大会への派遣に要する費用は生徒個人が負担しているのですか。
- 文化財課長 全国高校総文祭等は県の派遣費補助がございます。離島から本島までの派遣費と、本島から大会地までの派遣費について、航空運賃の3分の1を過去の実績から算出した金額を派遣費として補助しております。また、学校においてもこれとは別に派遣費を工面しているところもあると聞いております。ただ、部門によっては、機材の輸送料が高額になることもあるようです。高文連からある程度補助は下りると思いますが、生徒個人の負担は生じていると思います。
- 小濱委員 去年も西原高校の部活動でリヴァプールへの派遣があったと思いますが、ご家族の負担は大きいと思います。特に離島からの派遣は補助があるにせよかなりの負担だと思います。少なくとも、離島から派遣される生徒には沖縄本島までの渡航費は手厚く補助をすることで、沖縄本島から派遣される生徒と同程度の負担となるような公平性があるといいと思いました。最後に、八重山農林高校の郷土芸能部はテレビでも取り上げられていましたが、高校生が郷土芸能を引き継いでくれるのは本当に素晴らしいと思います。
- 大城委員 第47回全国高等学校総合文化祭(2023かごしま総文祭)に、県を代表して16部門、約280名が参加し、郷土芸能部門における最優秀賞文部科学大臣賞、並びに自然科学部門における奨励賞の獲得、他方、第30回全国高等学校写真選手権大会(写真甲子園2023)をはじめとする諸大会において輝かしい賞を受賞されました。文化財課におかれては、沖縄文化の継承、発展、普及に加えて、文化芸術の振興と文化芸術を支える環境づくりに取り組むことをうたっています。その観点で、国内、国外並びに中高校のさまざまな文化系大会でこのような上位入賞が達成できたことは、受賞者はもとより県民にとっても大変喜ばしいことであります。体育系部活動同様、入賞者の皆さんには、各人の卓越した技能はもとより並々ならぬ熱意と忍耐力に心からの賛辞を送ります。また各指導者並びに関係者各位に感謝の意を表します。参加者の皆さん全員にとって今回の経験が各人の学校生活並びに将来の夢実現に生かされることを願っています。
- 宮城委員 先ほどの報告の総合体育大会も本報告の総合文化祭等も、コロナ禍においてもこのような好成績を上げられたことは本当に素晴らしいと思います。生徒の皆さん、そして指導者の皆さん、本当にお疲れさまでしたと申し上げたいと思います。

(6) 議案審議

議案第1号 沖縄県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について

【説明(学校人事課長)】

沖縄県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について、資料に基づき説明を行った。

【質疑等】

- 比嘉委員 規則制定によって期待されることと、懸念されることを教えてください。
- 学校人事課長 これまでは方針、指針として運用していたルールを規則として制定することによって、実効性の担保が期待されます。規則制定に際しては働き方改革推進課がアンケートを実施し、短期的に実現できるものをまずは継続的に取り組むことで働き方改革を推進することになります。懸案としては、働き方改革は一長一短には成しえないので、それを確実に進めるために今後周知等も図っていく必要があると考えています。
- 小濱委員 勤務時間以外の時間において業務を行う時間を、1カ月に45時間以内かつ1年に360時間以内とする旨を規則として定めていますが、それをいつまでに行うかという記載がないのが気になります。今日の新聞でも記事にされていましたが、現場の教員不足とともに、教員志望の学生が減っている現状があります。働き方改革によって素晴らしい環境で教育ができるということを早く示すことが問題解決につながると思いますので、早急に働き方改革をリアルなものにしていだければと思います。
- 宮城委員 第3条第1項に、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を1カ月につき45時間、1年につき360時間の範囲内とする旨が記載されていますが、第3条第2項には「通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い」という文言があります。当該文言は、どのような事態を想定しているのか教えてください。
- 学校人事課長 いじめ、事故等、突発的なものを想定しています。従って、通常の業務については第3条第1項が適用され、突発的な、予見できなかった子どものいじめ、事故、災害等が発生した場合は第3条第2項が適用されると想定しています。
- 大城委員 この規則が定められることによって、教職員の長時間労働に歯止めがかかり、在校等時間が縮減されるものと期待をしております。ただ、規則の基準はクリアできても、まだまだ長時間労働が少ないと言える状況にはないと考えます。学校における教育活動の質の向上のために、教師が心身共に健康を維持して教育に携わることが重要であるのは言をまちません。教職員が子どもたちと向き合う時間や質の高い教育を担っていくための十分な時間を確保するためにも、教員の時間外勤務は減らす努力をしてほしいと思います。本県の学校の現状は、行政と学校の連携した取組により過労死ライン以上の教職員が減少傾向ではありますが、まだ一定の割合で存在すると報告されていますので、一層実効性のある取組を推進すべきだと考えます。その取組対応としては、校長のリーダーシップの下、各教師が当事者として主体的に業務の推進に取り組み、本来業務である授業とその準備にもっと集中できるように、周辺の業務は大胆に減らすことが重要だと捉えています。学校における働き方改革の短期取組目標として、働き方改革推進課から各学校に先日示された改善または削減の対象となる業務や制度の一部事例は、各学校がそれぞれの実情を踏まえて推進することが必要です。これまで教育効果の視点で広がり過ぎた教育活動を時間対効果等、新たな視点で前例にとらわれずに思い切って見直す。そのような視点に立って、教育職員の在校等時間を縮減するための各学校の業務改善に必要な取組の実効性を高めることが大切と考えます。ところで、本規則第3条に示された時間は上限設定と思われますが、その解釈について教えてください。端的に1カ月45時間までなら時間外勤務は容認するというのでしょうか。

- 学校人事課長 規則において上限設定をしておりますが、あくまで上限であるため、これを推奨するものではございません。先ほど申し上げましたように、県内における方針を既に策定しておりますので、その方針を読み上げさせていただきます。これは令和2年3月の「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」という留意事項ですが、その中で「関係者は本方針が上限の目安時間まで教育職員が在校等した上で勤務することを推奨する趣旨ではなく、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。決して学校や教育職員に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。」として規定しております。働き方改革推進課を中心に取組を行っておりますので、関係課だけでなく学校現場とも連携して、時間外勤務時間を縮減するよう努力していきたいと考えています。
- 大城委員 その解釈は大事ですので、学校現場へしっかり周知していただきたいと思います。規則策定の効果を期待しています。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

- (7) その他
特になし

- (8) 閉会
半嶺教育長が閉会を宣言した。